

猫の飼い主さんのルールとマナー

猫の屋外飼いはやめましょう

猫を屋外で飼うと、他人の庭でふん尿をしてしまったり、畑を荒らしてしまったりと周辺住民へ迷惑をかけてしまうことがあります。また、猫自身にも交通事故や病気がうつってしまうなどの危険があります。猫のためにも猫は室内で飼いましょう。【茨城県動物の愛護及び管理に関する条例】

所有者明示をしましょう


狂犬病予防事業

- ① [令和2年度犬の登録・狂犬病予防集合注射を実施します（7月1日更新）](#)
- ② [狂犬病予防事業 登録内容の変更](#)
- ③ [犬の飼い主さんのルールとマナー](#)
- ④ [猫の飼い主さんのルールとマナー](#)

猫が脱走し行方不明なってしまった際に、首輪に名前や連絡先、又はマイクロチップを施しておくことで猫が飼い主のところに戻ってこられる可能性が高くなります。

避妊・去勢手術をしましょう

繁殖を望まない猫に関しては、飼い主が責任を持って避妊・去勢手術を行いましょう。

 [猫の室内飼い \(PDF : 107.9KB\)](#)

さくらねこ無料不妊手術事業について

公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、そのしるしとして耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫にかかわる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

茨城町では本事業の活用で、1頭の猫の手術が行われました。

